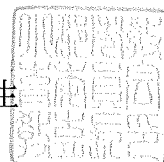




2 小教教第 6 0 8 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

小郡三井医師会長 殿

小郡市教育委員会
教育長 秋永 晃生



令和 2 年度小郡市就学支援委員会委員の推薦について（依頼）

早春の候、貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本市の就学支援に御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、貴医師会から小児科医又は精神科医等の専門医 2 名を本委員会委員として御推薦いただきたいと考えております。

なお、参考資料として、小郡市就学支援委員会規則、本年度の事業計画案、昨年度の委員名簿を添付しております。

御多忙中申し訳ございませんが、令和 2 年 5 月 2 9 日（金）までに委員 2 名を御推薦いただきますようお願い申し上げます。

【本件担当】

小郡市教育委員会 教務課 末次
〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1
電 話：0942-72-2111(内線 514)
FAX：0942-73-5860

令和 2 年度就学支援委員会事業計画（案）

月	内 容
4	
5	
6	
7	【7月下旬】 ○第1回就学支援委員会（委員委嘱・方針説明） ○夏季就学相談会
8	
9	
10	○就学時健康診断
11	○就学時健康診断 【11月中旬】 ○第2回就学支援委員会・学校代表者会（第2次判断）
12	【12月中旬】 ○第3回就学支援委員会・学校代表者会（第2次判断）
1	
2	○就学先の決定について教育委員会に報告
3	

小郡市就学支援委員会委員名簿

任 期：令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

第3条第1項	職 名	氏 名	備 考
(第1号)	小・中学校長代表 及び幼稚園長代表	久保山 京一	小郡市立小郡幼稚園 園長
		渡邊 美穂子	小郡市立のぞみが丘小学校 校長
		工藤 正則	小郡市立三国中学校 校長
(第2号)	小・中学校教頭代表	江上 征一	小郡市立三国小学校 副校長
		光安 浩一	小郡市立小郡中学校 教頭
(第3号)	特別支援学級 担任代表	鐘江 恵子	小郡市立のぞみが丘小学校 教諭
		新藤 泰蔵	小郡市立三国中学校 教諭
(第4号)	医師	山下 康博	小児科医
		本間 五郎	精神科医
(第5号)	臨床心理士	吉田 之子	スクールカウンセラー
(第6号)	家庭相談員	平田 まゆみ	小郡市家庭相談員
(第7号)	指導主事	和田 喜幸	小郡市教育委員会 指導主事
(第8号)	その他教育委員会が 必要と認める者 (学識経験者)	池田 正一郎	福岡県立小郡特別支援学校 教諭
		松枝 昭生	小郡市教育センター 所長
		小副川 賢治	スクールソーシャルワーカー

○小郡市就学支援委員会規則

昭和60年 8 月20日

教委規則第28号

改正 昭和61年 5 月16日教委規則第 5 号

平成 8 年 3 月26日教委規則第 6 号

(題名改称)

平成19年 5 月22日教委規則第 7 号

平成24年 4 月20日教委規則第12号

平成27年 9 月15日教委規則第10号

(題名改称)

小郡市児童生徒適正就学指導委員会規則（昭和49年小郡市教委規則第47号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 小郡市就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）は、本市に在住する障害のある又はその疑いのある幼児、児童及び生徒（以下「障害のある児童生徒」という。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように助言することを目的とする。

(平8教委規則6・平19教委規則7・平27教委規則10・一部改正)

(業務)

第2条 就学支援委員会は、次の業務を行う。

- (1) 教育委員会と連携し、障害のある児童生徒本人及びその保護者に対する情報提供を行うこと。
- (2) 障害のある児童生徒の就学先の決定に際し、教育委員会に対して総合的な判断のための助言を行うこと。
- (3) 障害のある児童生徒の就学先決定後の一貫した支援に関する助言を行うこと。
- (4) その他必要な調査研究と活動

(平19教委規則7・平27教委規則10・一部改正)

(構成)

第3条 就学支援委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小・中学校長代表及び幼稚園長代表 3名
- (2) 小・中学校教頭代表 2名

- (3) 特別支援学級担任代表 2名
- (4) 医師 2名
- (5) 臨床心理士 1名
- (6) 家庭相談員 1名
- (7) 指導主事 1名
- (8) その他教育委員会が必要と認める者 若干名

2 顧問として、学識経験者等の出席を得て就学支援委員会を開くことができる。

(平8教委規則6・平19教委規則7・平24教委規則12・平27教委規則10・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

3 職名をもって委嘱された委員がその本来の職を離れた時は、委員の職を失うものとする。

(役員)

第5条 就学支援委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(平27教委規則10・一部改正)

(役員の選出)

第6条 委員長及び副委員長は、就学支援委員会で選出する。

(平27教委規則10・一部改正)

(役員の任務)

第7条 委員長は、就学支援委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

(平27教委規則10・一部改正)

(会議)

第8条 就学支援委員会は、必要に応じて委員長が招集して会議を開く。

(平27教委規則10・一部改正)

(庶務)

第9条 就学支援委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(平27教委規則10・一部改正)

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、就学支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(平27教委規則10・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年5月16日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月26日教委規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月22日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年4月20日教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月15日教委規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の小郡市児童生徒就学指導委員会規則第3条の規定により既に在職する委員については、その任期中に限り、引き続き在職するものとする。